

委員会提出議案第4号

さいたま市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
さいたま市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年7月3日提出

さいたま市議会議会運営委員会

委員長 新藤 信夫

さいたま市議会会議規則の一部を改正する規則

さいたま市議会会議規則（平成13年さいたま市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(欠席の届出) 第2条 議員は、 <u>公務、疾病、出産その他の事故のため</u> 出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	(欠席の届出) 第2条 議員は、 <u>事故のため</u> 出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。
(欠席の届出) 第84条 委員は、 <u>公務、疾病、出産その他の事故のため</u> 出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。	(欠席の届出) 第84条 委員は、 <u>事故のため</u> 出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。